

# 大田区の情報公開制度と 個人情報保護制度

令和元年度の運用状況をお知らせします

## 1 情報公開制度とは

区が保有している公文書の開示を求める区民の皆さんの権利を保障し、区政情報の公開の推進を図るものです。法令や条例の規定により開示することができない情報や個人情報などを除き、**開示を原則**としています。

皆さんからの公文書の開示請求に応じて、元年度は下表のとおり決定しました。

実施機関	請求件数	決定内容(件数)				不服申立 件数
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	
区長	1,168	578	501	39	144	5
教育委員会	46	17	28	0	3	0
選挙管理委員会	3	0	3	0	1	0
監査委員	1	0	1	0	1	0
議会	1	0	1	0	0	0
合計	1,219	595	534	39	149	5

- ※1件の請求で決定が複数となる場合があるので、請求件数と決定件数は一致しません
- 請求者内訳…区内在住者187人、区内法人・在勤者392人、利害関係者10人、任意的開示請求者630人(区外在住者、区外法人など)
- ※同一人が複数の請求を行っている場合があるため、請求者内訳は延べ人数です
- 開示した主な公文書…調整計算図、耕地整理図、営業許可施設一覧、環境衛生施設業務台帳など

### ◎公文書・自己情報の開示請求は、

当該公文書を管理している課などへお問い合わせください

手数料は無料です。ただし、写しの交付は実費負担があります。

### ◎決定に不服があるときは、「審査請求」をすることができます

学識経験者で構成した「大田区情報公開・個人情報保護審査会」へ諮問し、その答申を踏まえ、裁決します。ただし任意的開示請求者は審査請求ができません。

### ◎「令和元年度公文書・自己情報開示請求運用状況」を閲覧できます

区政情報コーナーでご覧になれます。情報公開・個人情報保護審査会の会議資料(電子計算処理に係る個人情報項目一覧を含む)も閲覧できます。

## 2 個人情報保護制度とは

区は事務の執行上、皆さんの個人情報を収集・保管・活用しています。皆さんの個人情報を保護するために、「大田区個人情報保護条例」を制定し、個人情報の収集の制限、目的外利用や外部提供の原則禁止、個人情報を電子計算組織に記録する際は「大田区情報公開・個人情報保護審査会」の意見を聴いたうえで実施するなど、個人情報の適正な管理のために区が守らなければならない原則を定めています。

令和元年6月以降、新たに電子計算組織を利用するとした主な業務は右表のとおりです。「大田区情報公開・個人情報保護審査会」に意見を聴いたうえで実施しています。

業務名	記録項目
道路損傷等通報アプリの試行導入	通報者のメールアドレス、通報内容、画像、位置情報
マンション管理状況届出制度に伴う調査事務委託	管理組合代表者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、経過記録

### ●自己情報の開示請求などができます

区が保有している個人情報について、本人が開示や訂正を求めることができます。皆さんからの自己情報開示請求に応じて、令和元年度は下表のとおり決定しました。なお、法令などの規定により請求に応じられないことがあります。請求のときは、本人であることを確認するため必ず身分証明書などを提示していただきます。

請求件数	決定内容(件数)					不服申立 件数
	全部開示	部分開示	開示請求に 応じられない	訂正請求に 応じられない	不存在	
384	266	89	2	1	26	3

- 開示した主な文書…介護認定審査会資料、住民票の写し等交付申請書、巡回相談報告書など



## 自分で守ろう!個人情報

- ★SNSやブログなどに、不用意に個人情報を書き込まない
- ★不審なメール・WEBサイトは閲覧しない
- ★パスワードは推測されにくいものにし、使い回さない
- ★事業者などに個人情報を提供するときは、利用目的や管理体制を確認する

総務課情報セキュリティ対策担当  
☎5744-1150 FAX5744-1505

## 危険です!「ながら運転」

区では、「ながら運転」禁止等道路交通法関係法令の遵守を条例で定めています(令和元年10月1日施行)。また、区内で発生している交通事故全体に占める自転車関与率は43.7%(令和2年4月末時点)です。



気を  
付けよう!

- 自転車に乗るときはスマートフォン・イヤホンを使用しない
- 雨天時にやむを得ず自転車に乗るときは、レインコートを着用する

都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当  
☎5744-1315 FAX5744-1527

## みどりのまちづくりのため 緑化計画書の提出が必要です

区内で行う次の建築行為など

- ①敷地300㎡以上の建築物の新築・増築・改築②敷地1,000㎡以上の製造施設・貯蔵施設・屋外運動競技施設・屋外娯楽施設の建設③収容台数20台以上で敷地300㎡以上の駐車場の設置
- 「地域力を生かした大田区まちづくり条例」で規定する①事業区域面積が350㎡以上か区画数が5区画以上の道路を設ける住宅宅地開発事業②計画戸数が15戸以上の集団住宅建設事業③事業区域面積が350㎡以上の墓地開発事業

※詳細はお問い合わせください

建築審査課建築審査担当  
☎5744-1387 FAX5744-1557

～不安を抱えていませんか～

## 高齢者に関する相談は 地域包括支援センターへ

区は65歳以上の高齢者やご家族からの相談窓口として、地域包括支援センターを22か所設置しています。

地域包括支援センターでは保健師や社会福祉士などの専門職が、介護や福祉などさまざまな相談に応じています。お気軽にお電話にてご相談ください。

高齢福祉課高齢者支援担当  
☎5744-1250 FAX5744-1522



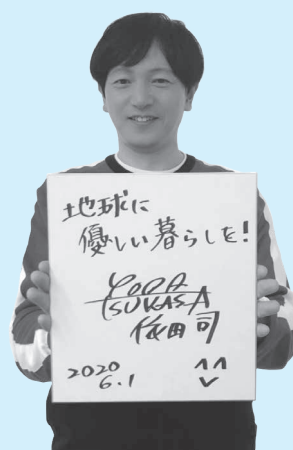
## 依田さんと一緒に 地球環境にやさしい ライフスタイルを実践しよう!



大田区出身の気象予報士である依田さんが6月1日付で大田区地球温暖化防止アンバサダーに就任しました。

依田さんには、地球温暖化に関する情報を発信していただくとともに、この春スタートした地球温暖化対策を推進するための区民運動「おおたクールアクション」の応援団としてご活躍いただきます。

環境計画課計画推進・温暖化対策担当  
☎5744-1362 FAX5744-1532



## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

大田区における新型コロナウイルス感染症対策については、区HPに最新情報を掲載しています。公共施設の休止・再開状況や区主催事業の中止・延期などの情報も随時更新しています。ご確認ください。詳細はコチラ▶



新型コロナウイルス感染症に伴い、自治会・町会配布の休止など、区報発行の体制を見直しました。当面の間、月1回(21日号)、新聞折込での発行になります。なお、1日号掲載の「区民のひろば」も当面の間、掲載・受付を休止します。

### 相談窓口

- 症状がある・感染が疑われる方／新型コロナ受診相談窓口
- 大田区相談センター  
☎5744-1360 FAX5744-1524 (平日午前9時～午後5時)
- 東京都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター  
※土・日曜、休日は終日  
☎5320-4592(平日(夜間)午後5時～翌午前9時)
- 感染への不安のある方
- 大田区保健所 感染症対策課  
☎5744-1729 FAX5744-1524 (平日午前8時30分～午後5時)
- 東京都新型コロナコールセンター  
※多言語(日・英・中・韓)による相談も可  
☎0570-550571 FAX5388-1396 (平日午前9時～午後10時) ※土・日曜、休日でも受付